



富山県全国旅行支援誘客促進事業費補助金申請要領

富山県では、全国旅行支援の実施期間にあわせ、全国からの誘客を促進するため、県内宿泊施設を利用した募集型企画旅行及び団体旅行に対して補助を行います。

1 補助対象者

旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者

2 補助対象事業

富山県内での宿泊を伴う、次の(1)から(6)全てを満たす募集型企画旅行又は受注型企画旅行で助成対象期間内に催行するものであることを条件とします。(修学旅行等の教育旅行は除く)

- (1) 県外を発着とし、富山県に1泊以上宿泊する旅行商品であること(近隣県周遊コース可)。
- (2) 富山県内の有料観光施設、飲食店、土産物店のいずれか1か所以上に立ち寄ること。
- (3) 富山県内に事業所を有するバス事業者を利用し、バスの出発地・帰着地のいずれかは富山県内とすること。
- (4) 令和5年1月10日から令和5年3月31日までの間に催行されるものであること(宿泊日がこの期間内であること。)
- (5) 利用する宿泊施設は「全国旅行支援」参画施設とし、かつ「とやま安心の宿」認証施設であること。
(参考)「とやま安心の宿」<https://www.yado-toyama.jp/anshin/>
- (6) パンフレット等には、助成金充当額を明示し、本事業による補助があることを明確化すること。
- (7) 「全国旅行支援」の取扱要領に沿ったツアーであること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じるとともに、パンフレット等に明示すること。

3 補助対象経費

利用人数に対し、3,000円/泊/人を補助する。

※添乗員や乗務員等の有償旅客以外は対象外

4 申請方法

- (1) 申請方法：申請書類を作成のうえ、下記申請先へメールで提出してください。
【申請書類】・補助金交付申請書、事業計画書、誓約書、ツアー行程表等
※詳細は補助金交付要綱をご覧ください
- (2) 受付期間：令和4年12月22日～令和5年2月28日
※予算上限に達した場合は受付期間内であっても申請受付を終了いたします。

5 申請・お問合せはこちらまで

富山県 地方創生局 観光振興室 観光戦略課 情報発信・誘客促進担当

担当：須田・梨木

TEL : 076-444-3517

FAX : 076-444-4404

E-mail : akankoshinko@pref.toyama.lg.jp